

# 令和7年度「中部ものづくり産業レジリエンス手法」実装に向けたブロックBCP策定及びBCP運用人材開発事業に係る企画競争募集要領

令和7年5月22日  
経済産業省  
中部経済産業局  
総務課

経済産業省中部経済産業局（以下、「当局」という。）では、令和7年度「中部ものづくり産業レジリエンス手法」実装に向けたブロックBCP策定及びBCP運用人材開発事業を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

## 1. 事業の目的（概要）

中部地域は甚大な被害が想定される南海トラフ地震の対策推進地域内である。政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震が今後30年以内に起きる確率について、令和7年1月1日時点で見直しを行い、発生確率を「80%程度」に引き上げ、公表した。令和6年度には、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、官民を挙げて大規模災害へ備えることがますます重要になっている。

また、平時に目を向けると、化石エネルギーからクリーンエネルギー中心の産業・社会構造に転換していくグリーントランスフォーメーション（GX）、従来の3R活動にとどまらないサーキュラーエコノミーへの取組への要請、地政学リスクの高まりや複雑化、経済安全保障への対応、自動車産業のEV化に伴うサプライヤー再編など、ものづくり産業を取り巻く環境が大きく変化している。これは、ものづくり産業のあり方を変え、災害時のレジリエンスに影響を与えると考えられる。

こういった状況の中で、中部経済産業局では、令和6年度、地域企業が災害等に備えるための「中部ものづくり産業レジリエンス手法」を提案し、取組を進めるためのガイドブック及び能登半島地震の復旧企業事例集を作成し、当該手法提案の過程において、地域企業が取り組むべき「人」にフォーカスした内容に加え、取引先との関係や業界において検討が必要な課題も抽出した。

令和7年度においては、地域企業のレジリエンス向上手法への取組を推進する企業内人材育成に加え、当該取組の実効性を高めるために、上述の取引先との関係または業界において検討が必要な課題への対応の仮説検証を行うなどしながら、変化が予想される平時のものづくり産業に必要な人材育成のあり方を明らかにする。

また、ものづくり産業の復旧のためには、それを実現するためのインフラの復旧による支援が必要不可欠である。ものづくり産業の復旧のためのインフラ復旧方針について検討し、連携が必要な人材を特定し地域経済復旧コミュニティを構築する。

これらの事業をもとに、当地域のものづくり産業の早期復旧により、大規模災害後の経済の速やかな復旧を実現するための「ブロックBCP」を策定するとともにその運用人材を開発し、有事に備える。

なお、当地域の基幹産業は自動車を中心としたものづくり産業であり、当地域のものづくり産業の事業中断は、サプライチェーンによって日本国内、グローバルに影響を与える。

こういった危機感から、当地域には、知見のある有識者の存在や有識者のリーダーシップのもと、中部産業界の防災力の底上げのため、地域の課題を解決する道筋をつけるオープンな議論をするための「産業防災研究会」、「南海トラフ中部圏戦略会議」などのコミュニティがあり、本事業は、これらのコミュニティを活用して実施する。

## 2. 事業内容

大規模災害後の経済の速やかな復旧を実現するための以下の事業を実施し、成果を取りまとめることで「ブロックBCP」を策定し、そのBCP運用人材の開発を行う。なお、本事業において対象とする地域ものづくり産業とは、当地域の基幹産業であり、多くの中小サプライヤーが存在し、雇用・経済を支える自動車産業とする。自動車産業のサプライヤーは国内外に立地するが、本事業においては、特に南海トラフ地震で大きな被害を受けると想定される、中部地域を対象地域（ブロック）とする。

また、仮説の検証等にあたっては事業者等へのヒアリングを活用するとともに、以下（2）については、「産業防災研究会」にリスクマネジメントWG（仮）を設置し、（3）については「南海トラフ中部圏戦略会議」に地域経済復旧WG（仮）を設置し、有識者3名程度、関係機関をメンバーとして実施するものとする。

事業内容及び実施方法は、中部経済産業局と協議して最終決定すること。

### （1）各社のレジリエンス向上

令和6年度調査においてとりまとめた事例集及びガイドブックの普及啓発及び実装推進により人材開発を行う。

#### ① 手法

（例）

- セミナーの実施（愛知1回、岐阜1回、三重1回）セミナープログラム
  - ・基調講演（例）製造業の災害への備え どう実効性を担保するか
  - ・能登半島地震の復旧企業のプレゼンテーション（2社程度）
  - ・パネルディスカッション（例）災害時生き残る企業になるために
  - ・施策説明（東海3県BCPモデル、中小企業支援施策等）

#### ② スケジュール

第一回を7月中旬から開催告知、8月開催を想定。

※手法について、より効果的な手法があれば提案すること。

### （2）各社のレジリエンス向上を補完する民民連携体制の構築

- ①令和6年度調査において課題が明らかになった、素形材企業の代替生産に関し、取引先との関係または業界で解決すべき課題について、どのような対応が可能か仮説を検討し、取引先及び業界の必要な関係者を特定し関係者ととともに仮説の検証を行う。仮説を必要に応じ修正した上で、実際の代替生産体制を構築する。また、他にも取引先との関係または業界で解決すべき課題を抽出する。（課題の対象は素形材・代替生産に限らない）。
- ②サプライヤーを失う、従業員が出勤できないなど災害時と同様の結果事象を引き起こすと考えられる、地政学リスク、経済安全保障、サイバーセキュリティ、感染症、テロ等災害以外

のリスクについて、災害へのレジリエンスとこれらリスクのレジリエンスの関係性について整理を行う。

- ③上述①及び②の災害時・平時ともにレジリエンスの高い自動車産業に必要な人材あり方についてとりまとめを行う。

※素形材企業の代替生産に関しては、令和6年度事業でインタビューした熱処理企業の課題を事例として取り上げ検証を行う。以下「企業の復旧事例集事例集」55ページから57ページ参照。また、関東地方及び近畿地方の企業に加え、客先を巻き込んだ代替生産の協定の仕組みについて提案すること。

[https://www.chubu.meti.go.jp/a21somu/press\\_2024/20250318/jireisyuu\\_202503.pdf](https://www.chubu.meti.go.jp/a21somu/press_2024/20250318/jireisyuu_202503.pdf)

※他にも取引先との関係または業界で解決すべき課題の抽出については、例えばエネルギー（燃料、自家発電設備）供給、通信手段、生産工程に必要な水・稀少原材料の調達など特定の分野を提案し、提案した分野に係る事例や仮説についても併せて示すこと。

※災害以外のリスクについては、地政学リスク、経済安全保障等複数対象を選定し、どのような結果事象が起こるかを例示すること。また、災害に対するレジリエンスとそれらリスクの相関性について仮説を明示した上で、整理の手法を提案すること。

※提案に当たっては整理に用いる手法が実現可能であることを示すため、実績を示すこと。

### (3) 各社のレジリエンス向上を補完する官民連携体制の構築

裾野の広い自動車産業は、中部地域に多くの雇用を創出し、経済活動を支えており、大規模災害時の事業の維持や速やかな復旧は、地域経済の復旧・復興に大きな影響を与える。このため、例えば南海トラフ地震を想定した激甚災害において、当該産業の事業の維持や速やかな復旧において何がボトルネックとなるかを整理し、産業界で解決可能なもの、さらにはインフラ復旧方針のすりあわせなど官民連携が必要なものを抽出・分類する。これを踏まえ、自動車産業の復旧に必要なメンバーを集め、そのメンバーにて産業インフラ復旧方針等についての検討を行うとともに地域経済復旧体制を構築する。

※自動車産業のサプライチェーンの復旧を速やかに進めるため、メンバー及び体制構築の手法を提案すること。

## 3. 事業実施期間

契約締結日～令和8年3月31日

## 4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者では

ないこと。

⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

## 5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：25,000,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、中部経済産業局と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を中部経済産業局に納入。

※電子媒体を納入する際、中部経済産業局が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

## 6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和7年5月22日(木)

締切日：令和7年6月11日(水) 17時必着

(2) 説明会の開催

以下の日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせへ連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和7年5月26日(月)午前10時00分までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)

「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

開催日時：令和7年5月26日(月) 16時00分から

(3) 応募書類

① 以下の書類を(4)により提出してください。

なお、参加表明書は令和7年6月6日（金）までに（4）より提出してください。

- ・申請書（様式1）
- ・企画提案書（様式2）
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・直近3年の財務諸表
- ・参加表明書（様式3）
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式4）

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

#### （4）応募書類の提出先

応募書類はメールにより1.1. 記載のE-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

### 7. 審査・採択について

#### （1）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

本審査会では以下の通り、申請者による提案書等の説明（プレゼンテーション）をしていただきます。

開催日時：令和7年6月16日（月）午前9時00分から

会 場：中部経済産業局 4階 知的財産面接室

プレゼンテーションの時間は、1者あたりおおむね15分程度を想定しています。

#### （2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか

⑨適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。

⑩事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。

⑪事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

### （3）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、中部経済産業局のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

## 8. 契約について

（1）採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、中部経済産業局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。応募に当たり、十分に内容をご確認いただきますようお願いいたします。

### ○概算契約書

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/r7gaisan-1\\_format.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r7gaisan-1_format.pdf)

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

### （2）再委託比率が50%を超える場合

- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、中部経済産業局で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

### <事業類型>

I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)

### Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

## 9. 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
備品費	事業を行うために必要な物品(ただし、1年以上継続して使用できるもの)の購入、製造に必要な経費
(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等) 光熱水料(電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合) 翻訳通訳 文献購入費、法定検査、検定料等

Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) 委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 事業内容の決定（実施手段・方法、スケジュール、実施体制）
- ・ 再委託、外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・ 報告書（構成及び作成、再委託、外注先の内容とりまとめ）
- ・ その他、執行管理業務と想定する業務 など

(3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、中部経済産業局より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等

の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下のURLの通り。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

(4)「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

(5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について中部経済産業局との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については中部経済産業局と調整を経て決定することとします。

## 1 1. 問い合わせ先

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

経済産業省 中部経済産業局 総務課

担当：西谷、高橋

E-mail: [bzl-bousai\\_chubu@meti.go.jp](mailto:bzl-bousai_chubu@meti.go.jp)

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「令和7年度「中部ものづくり産業レジリエンス手法」実装に向けたブロック BCP 策定及び BCP 運用人材開発事業」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号

※記載不要

中部経済産業局長 殿

令和7年度「中部ものづくり産業レジリエンス手法」実装に向けた  
ブロックBCP策定及びBCP運用人材開発事業  
申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

申請形式（該当箇所の□にチェックを入れてください）

単独申請

コンソーシアム形式

事業者名（コンソーシアム形式による申請の場合は全ての事業者名を記載すること）

下記の応募資格・条件を満たしているか、□にチェックを入れて下さい。

- ①日本国内に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

令和7年度「中部ものづくり産業レジリエンス手法」実装に向けた  
ブロックBCP策定及びBCP運用人材開発事業  
企画提案書

1. 事業の実施方法
* 募集要領の2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
* 各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見） * 再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできない）。 * 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容（別添「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。 ※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。
5. 情報管理体制
* 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。） * その他原課において必要と判断する書類等 * 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。（様式例にて提示）
6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
* 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（く

るみんな認定企業・トライくるみんな認定企業・プラチナくるみんな認定企業)又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況

\* 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)の策定状況(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。)

\* 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。)

7. 事業費総額(千円)※記載している費目は例示。募集要領9.(1)経費の区分に応じて必要経費を記載すること。

I	人件費
II	事業費
	①旅費
	②会場費
	③謝金
	④補助職員人件費
III	再委託・外注費
IV	一般管理費
	小計
IV	消費税及び地方消費税
総額	千円(※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。)

## 再委託費率が50%を超える理由書

住 所  
名 称  
代 表 者 氏 名

## 1. 件名

令和7年度「中部ものづくり産業レジリエンス手法」実装に向けたブロック BCP 策定及び BCP 運用人材  
開発事業

## 2. 本事業における再委託を有する事業類型

※「10. その他(2)①再委託、外注に関する体制等の確認(提案要求事項の追加等)」に記載のあ  
る事業類型「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかを記載してください。

※また、特段の定めがない場合は、「ー」を記載してください。

## 3. 本事業における主要な業務(事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理)の内容

※「2. 本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記  
入ください。

「ー」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

<記載例>

本事業における主要な業務は、・・・であり、その他関連業務として・・・を実施する上で、事業類  
型(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)が示すように、(落札者)と委託、外注先の業務体系が(事業類型Ⅰ～Ⅲの内容)のよ  
うな関係となる。

## 4. 再委託費率

※再委託(契約書上の再委託:第7条1項(消費税込み))÷総額(消費税込み)×100により算出  
した率。

●●. ●%

5. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・等の各種データ収集・提供
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	一者選定 理由：〇〇（株）については、・・・を実施出来る唯一の事業者であるため等。	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	—	〇〇	・・・
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	—	〇〇	・・・

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

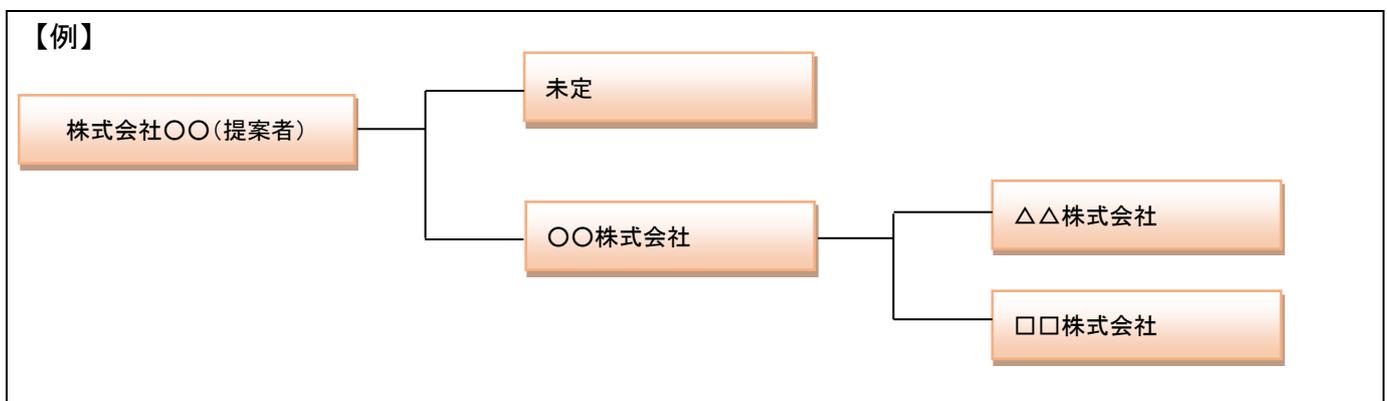
※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

6. 履行体制図



7. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

<記載例>

〇〇調査事業の性格上、・・・・・・の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、再委託・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の再委託・外注をする。また、（2. 記載の内容のとおり）については、同社で実施することで事業における主要な業務は、再委託・外注していない。

●●（株）：・・・分野における各種データ収集・分析については、●●（株）の有する・・・・・・を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●（株）に再委託する。

〇〇（株）：

△△（株）：

■■（株）：

▲▲（株）：

※本理由書は開示請求があった場合は、原則開示となる文書であることを前提に記入すること。

※再委託費率が50%を超える理由書は開示請求があった場合は、原則開示となる文書となるため、不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、該当部分を（別紙）として本紙の様式に沿って分けて作成すること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

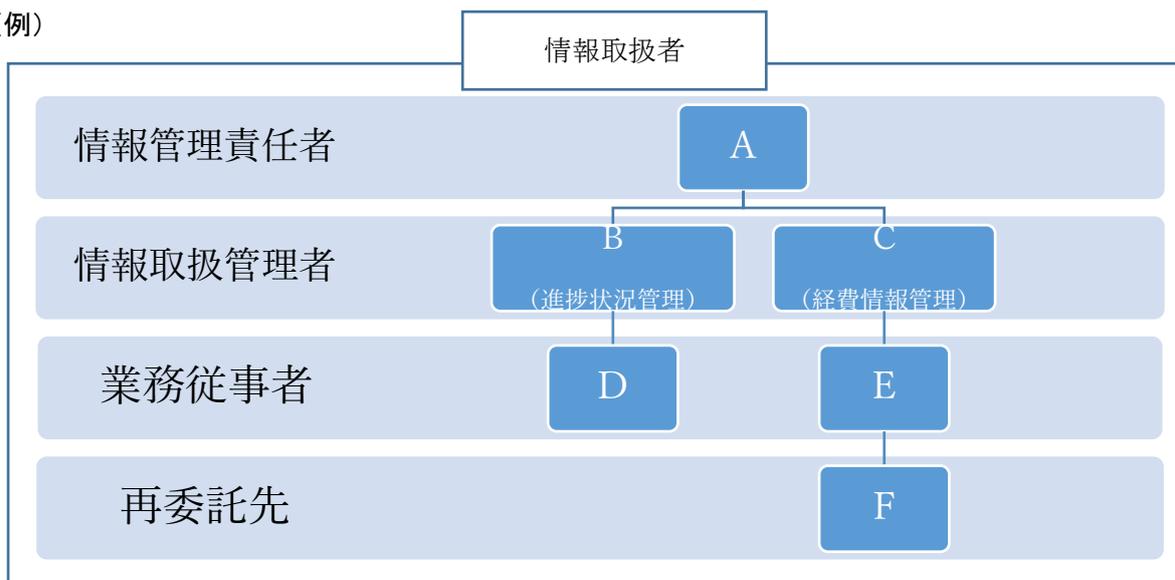
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

(様式3)

令和 年 月 日

中部経済産業局長 殿

住 所  
法人名  
代表者

「令和7年度「中部ものづくり産業レジリエンス手法」実装に向けた  
ブロック BCP 策定及び BCP 運用人材開発事業」業務実施業者特定  
企画競争参加表明書

中部経済産業局が実施する「令和7年度「中部ものづくり産業レジリエンス手法」実装に向けたブロック BCP 策定及び BCP 運用人材開発事業」について、業務実施業者特定企画競争への参加を表明します。

なお、担当者、連絡先等は下記のとおりです。

記

1. 法人名
2. 住所
3. 担当者
  - 所属
  - 電話番号
  - FAX番号
  - E-mailアドレス

(様式4)

令和7年 月 日

中部経済産業局長 殿

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）  
申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名）

### 暴力団排除に関する誓約書

令和7年度「中部ものづくり産業レジリエンス手法」実装に向けたブロックBCP策定及びBCP運用人材開発事業に応募するにあたり、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、経済産業省後援名義等の申請をするに当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき